

2027/4/1以降適用する料金規程の（案）

PUBDIS（検索システム）利用料金規程

◆ 公共発注機関が利用する検索システムの利用契約の内容

(1) 利用対象： 建築設計業務等を設計事務所等に委託する公共発注機関

(2) 利用契約の内容

利用料金	国、 政府出資機関	立法・行政・司法の組織、 政府出資機関(独立行政法人、国立大学法人、 特殊法人(民営化した公団・事業団等)等)	70,000円(税抜) 77,000円(税込)
	都道府県、政 令指定都市等	都道府県・政令指定都市の部局のうち営繕積 算システム等開発利用協議会構成員の部局	50,000円(税抜) 55,000円(税込)
		都道府県・政令指定都市の部局のうち上記以 外の部局、地方出資機関等(都道府県・政令指 定都市が出資する公立大学法人、機関等)	35,000円(税抜) 38,500円(税込)
	市区町村等	市区町村、特別地方公共団体、 地方出資機関等(市区町村が出資する機関等)	30,000円(税抜) 33,000円(税込)
申込み受付期間	継続申込みの場合： 前年度の3月～4月下旬 新規申込みの場合： 4月～12月 ただし、1月以降申込みの場合は公共建築協会に相談ください。		
利用期間	継続申込みの場合： 年度初め(4/1)～年度末(翌年3/31) 新規申込みの場合： 利用開始日～年度末(翌年3/31)		
支払方法	原則前払い。 ただし、後払いとする場合は公共建築協会に相談ください。		
システムの利用	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 利用期間に事務所情報、技術者情報、業務カルテ、任意掲載実績を対象に閲覧・抽出・出力等が可能。		
その他	利用開始日以降の利用料金の払い戻しは不可。 利用期間の長短にかかわらず利用料金は同額。		

※継続申込み：公共建築協会が送付した次年度の継続利用の案内に基づき公共発注機関が期日までに継続の申込みを行うこと。
※新規申込み：検索システムを利用していない公共発注機関が、検索システムの利用を申込みこと。
※利用開始日：PUBDISの利用の申込みに応じて公共建築協会が利用する権限を付与した日。

(3) 料金規程の改定

料金規程を改定する場合は、改定案と適用予定時期を公共建築協会のホームページに掲載した後、改定した料金規程を公共建築協会のホームページで公開します。